

被災された事業主のみなさまへ

～労働保険料・一般拠出金の申告手続き・納付についてのお知らせ～

1. 労働保険料・一般拠出金の申告・納期限の指定についてのお知らせ

以下の対象地域に所在する事業場の事業主の皆さまについては、労働保険料・一般拠出金の申告手続きや、納付の期限を延長していましたが、その申告・納期限は、令和3年2月1日と決定しました。

■ 対象地域

熊本県	人吉市、球磨郡球磨村、球磨郡山江村、球磨郡相良村、球磨郡錦町、球磨郡あさぎり町、球磨郡多良木町、球磨郡湯前町、球磨郡水上村、球磨郡五木村、八代市坂本町、葦北郡芦北町
-----	--

■ 延長後の申告・納期限

令和3年2月1日(月)

■ 対象となる労働保険料など

令和2年7月4日から令和3年1月31日までに申告・納期限が到来する労働保険料・一般拠出金

※ **申告の手続きは、上記申告期限までに行ってくださいよう、お願いします。**

2. 納付の猶予

※申告手続きと合わせて、申請が必要です。
また、保険料を免除するものではありません。

○令和2年7月豪雨により被害を受け、次の要件を満たす事業の事業主の方々については、労働保険料・一般拠出金の納付を、**最大で1年間猶予**します。

【対象地域】すべての地域で申請可能
【要件】事業財産に相当の損失（おおむね20%以上）を受けたこと

○新型コロナウイルス感染症の影響により、事業に係る収入に相当の減少があった事業主の方は、申請すると、労働保険料などの納付を**1年間猶予**することができます。

詳しくは、厚生労働省ホームページをご参照ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10647.html



このリーフレットに関するご質問等がございましたら、
[最寄りの都道府県労働局] または [最寄りの労働基準監督署] にお尋ねください。